

愛知県立知多翔洋高等学校 P T A 会則

第 1 章 名称

第 1 条 本会は愛知県立知多翔洋高等学校 P T A と称する。

第 2 章 目的

第 2 条 本会は、学校と家庭の連携・協力を通じて、学校教育の推進・充実・振興に寄与するとともに、生徒の健全な育成に努め、併せて会員相互の交流を図ることを目的とする。

第 3 章 事業

第 3 条 本会は前条の目的を遂行するため、次の事業を行う。
(1) 本校の教育活動の充実・発展・生徒の福祉の増進を図ること。
(2) 本校の教育環境整備充実のために協力援助すること。
(3) 会員の研修・親睦及び広報活動を進めること。
(4) その他本会の目的達成に必要なこと。

第 4 章 会員

第 4 条 本会の会員は次のとおりとする。
(1) 正会員 本校の生徒の保護者（又はそれに代わる者）及び本校の職員とする。
(2) 特別会員 前号のほか、役員会の承認を得た者とする。

第 5 章 役員等

第 5 条 本会に次の役員等を置く。
(1) 会長 1 名（保護者） (2) 副会長 若干名（内 1 名は職員）
(3) 書記 若干名（内 3 名は職員） (4) 会計 2 名（内 1 名は職員）
(5) 監査 3 名（保護者） (6) 理事 若干名（保護者・職員）
(7) 顧問 若干名

第 6 章 任務

第 6 条 (1) 会長 本会を代表し、諸会議を招集するとともに会務を統括する。
(2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故のあるときはその任務を代行する。
(3) 書記 諸会議の記録及びその保管をし、諸会議に関する連絡・通知などの庶務に当たる。
(4) 会計 会計事務をつかさどり、会計諸帳簿の整備・保管をする。
(5) 監査 会計を監査する。
(6) 役員及び理事は理事会を構成し、総会提出事項、その他本会運営に必要な事項を審議する。
(7) 顧問は会長の諮問に応じる。

第 7 章 選出

第 7 条 役員・理事・顧問の選出は次のとおりとする。
(1) 会長及び監査は、総会において選出する。
(2) その他の役員等は、会長が委嘱する。

第 8 章 任期

第 8 条 (1) 任期は 1 年とし、再選を妨げない。
(2) 顧問の任期は、これを特に定めない。

第 9 章 総会及び会議

第 9 条 本会の会務を遂行するため、次の会議を持つ。
(1) 総会 総会は毎年 1 回開くものとし、必要に応じて臨時に開くことができる。総会は次の事項を審議し、出席者の過半数の賛成で承認する。
ア 役員等の選出に関すること。
イ 事業、予算・決算に関すること。
ウ 会則の改廃に関すること。
エ その他役員会が必要とすること。
(2) 役員会 役員により構成し、必要に応じて開き会務の処理をする。また、会務の緊急事項等の処理に当たる。
(3) 理事会 役員及び理事により構成し、学期に 1 回程度開くものとする。理事会は総会提出事項、本会運営に関する事項、その他必要とする事項を審議する。緊急必要な場合には、総会に代わって審議することができる。
(4) 委員会 本会の目的に従い、必要に応じ委員会を設けることができる。委員会の構成は役員及び理事・職員とする。

第 10 章 会計

第 10 条 本会の経費は、会費、寄付金等をもって当てる。会費は月額 350 円とし、保護者の負担とする。

第 11 条 本会の会計事務処理については原則として、愛知県教育委員会が定める私費会計の処理基準による。

第 12 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 11 章 会則改正

第 13 条 本会則は、総会に出席した会員の 3 分の 2 以上の賛成によって、改廃することができる。

附則 平成 25 年 5 月 13 日改正 令和 2 年 5 月 14 日改正